

長崎県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例

平成19年2月2日 条例第9号

最終改正 平成28年2月17日 条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定による財政に関する事項(以下「財政状況」という。)の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年7月及び12月に行わなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故により前項に定める期日に財政状況を公表することができないときは、広域連合長は、事故のやんだときから1月以内に公表しなければならない。

(公表の内容)

第3条 前条第1項の規定により7月に財政状況を公表する場合における公表の内容は、前年10月1日から3月31日までの間における次に掲げる事項並びに財政の運営方針及びその動向を明らかにしたものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 住民の負担の状況
- (3) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (4) その他広域連合長が必要と認める事項

2 前条第1項の規定により12月に財政状況を公表する場合における公表の内容は、4月1日から9月30日までの間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算の状況とする。

3 前条第2項の規定により財政状況を公表する場合における公表の内容については、前2項の規定を準用する。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、長崎県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月17日条例第6号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。